

大学共同利用機関法人の第3期中期目標・中期計画の項目等について
(案)

- 大学共同利用機関法人の中期目標・中期計画の項目等については、第1期・第2期においては項目例を示していなかったが、項目の標準化を通じた効率的な評価の実施や、第3期中期目標・中期計画の策定にあたって、「国立大学改革プラン」や科学技術・学術審議会における各種提言、内外の学問動向や大学改革の動向等を踏まえる観点から、大学共同利用機関法人機構長会議評価検討委員会にて検討した結果を基に、国立大学法人と同様、大学共同利用機関法人においても、各法人における中期目標・中期計画策定の検討に資するべく、第3期においては項目例を示すこととした。

なお、項目数は原則100項目を下回るよう事項数の目安を設定する。

- 近年の政策課題も踏まえ、中期目標・計画に盛り込むべき要素について項目を示す。

(考えられる要素)

- ・各法人の強み、特色、社会的役割を踏まえた機能の一層の明確化
- ・研究に関する目標、共同利用・共同研究に関する目標
- ・グローバル化
- ・イノベーション創出（最先端の研究成果等の応用）
- ・機能強化に向けた教育研究組織の見直し
- ・ガバナンス機能強化
- ・人事給与システム改革
- ・研究における不正行為、研究費の不正使用の防止 等

- そのほか、以下の視点にも留意し、法人に検討を促すものとする。

- ◇ 達成すべき数値、達成すべき時期の明示や、達成度の評価が可能となる具体的な目標・計画の設定
- ◇ 各法人の強み・特色等の重点化や、既存組織の見直しなどの目標・計画が明確になるよう、関連する特定分野や個別機関等に係る事項も積極的に記述
- ◇ 改革加速期間の取扱いと同様、国が重点的に財政支援を行っている事項については、中期目標・計画に明記
- ◇ 戦略性が高く意欲的な目標・計画について、プロセスも重視した評価を行うものとし、各法人の高い目標設定を促進

第 3 期中期目標及び中期計画の項目等について

中期目標

人間文化研究機構 (前文) 研究機構の基本的な目標	自然科学研究機構 (前文) 研究機構の基本的な目標	高エネルギー加速器研究機構 (前文) 研究機構の基本的な目標	情報・システム研究機構 (前文) 研究機構の基本的な目標	第 3 期 (案) (前文) 研究機構の基本的な目標
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p><u>1 中期目標の期間</u></p> <p><u>2 大学共同利用機関</u></p>	<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p><u>1 中期目標の期間</u></p> <p><u>2 大学共同利用機関</u></p>	<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p><u>1 中期目標の期間</u></p> <p><u>2 教育研究上の基本組織</u></p>	<p>◆ 中期目標の期間</p>	<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p><u>1 中期目標の期間</u></p> <p><u>2 大学共同利用機関</u></p>
<p>I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p><u>1 研究に関する目標</u></p> <p>(1) 共同研究の推進に関する目標</p> <p>(2) 研究実施体制に関する目標</p> <p>(3) 共同利用の基盤整備等共同利用の推進に関する目標</p> <p>(4) 国際化に関する目標</p> <p>(5) 研究成果の発信と社会貢献に関する目標</p> <p><u>2 教育に関する目標</u></p> <p>(1) 大学院教育への協力に関する目標</p> <p>(2) 若手研究者育成に関する目標</p>	<p>I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p><u>1 研究に関する目標</u></p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>(2) 研究実施体制に関する目標</p> <p><u>2 共同利用・共同研究に関する目標</u></p> <p>(1) 共同利用・共同研究の内容・水準に関する目標</p> <p>(2) 共同利用・共同研究の実施体制等に関する目標</p> <p><u>3 教育に関する目標</u></p> <p>(1) 大学院への教育協力に関する目標</p> <p>(2) 人材養成に関する目標</p> <p><u>4 その他の目標</u></p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標</p> <p>(2) 国際化に関する目標</p>	<p>I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p><u>1 研究に関する目標</u></p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</p> <p><u>2 共同利用・共同研究に関する目標</u></p> <p>(1) 共同利用・共同研究の内容・水準に関する目標</p> <p>(2) 共同利用・共同研究の実施体制等に関する目標</p> <p><u>3 教育に関する目標</u></p> <p>(1) 大学院等への教育協力に関する目標</p> <p>(2) 人材育成に関する目標</p> <p><u>4 その他の目標</u></p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標</p> <p>(2) 国際化に関する目標</p>	<p>I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p><u>1 研究に関する目標</u></p> <p>(1) 共同研究の推進に関する目標</p> <p>(2) 研究実施体制等に関する目標</p> <p><u>2 共同利用・共同研究に関する目標</u></p> <p>(1) 共同利用・共同研究の内容・水準に関する目標</p> <p>(2) 共同利用・共同研究の実施体制等に関する目標</p> <p><u>3 教育に関する目標</u></p> <p>(1) 大学院等への教育協力に関する目標</p> <p>(2) 人材育成に関する目標</p> <p><u>4 社会との連携及び社会貢献に関する目標</u></p> <p><u>5 その他の目標</u></p> <p>(1) グローバル化に関する目標</p>	

<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p><u>1 組織運営の改善に関する目標</u></p> <p><u>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</u></p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p><u>1 組織運営の改善に関する目標</u></p> <p><u>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</u></p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p><u>1 組織運営の改善に関する目標</u></p> <p><u>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</u></p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p><u>1 組織運営の改善に関する目標</u></p> <p><u>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</u></p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p><u>1 組織運営の改善に関する目標</u></p> <p><u>2 教育研究組織の見直しに関する目標</u></p> <p><u>3 事務等の効率化・合理化に関する目標</u></p>
<p>III 財務内容の改善に関する目標</p> <p><u>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</u></p> <p><u>2 経費の抑制に関する目標</u></p> <p>(1) 人件費の抑制</p> <p>(2) 管理的経費の抑制</p> <p><u>3 資産の運用管理の改善に関する目標</u></p>	<p>III 財務内容の改善に関する目標</p> <p><u>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</u></p> <p><u>2 経費の抑制に関する目標</u></p> <p>(1) 人件費の抑制</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減</p> <p><u>3 資産の運用管理の改善に関する目標</u></p>	<p>III 財務内容の改善に関する目標</p> <p><u>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</u></p> <p><u>2 経費の抑制に関する目標</u></p> <p>(1) 人件費の削減</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減</p> <p><u>3 資産の運用管理の改善に関する目標</u></p>	<p>III 財務内容の改善に関する目標</p> <p><u>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</u></p> <p><u>2 経費の抑制に関する目標</u></p> <p>(1) 人件費の削減</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減</p> <p><u>3 資産の運用管理の改善に関する目標</u></p>	<p>III 財務内容の改善に関する目標</p> <p><u>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標</u></p> <p><u>2 経費の抑制に関する目標</u></p> <p><u>3 資産の運用管理の改善に関する目標</u></p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p><u>1 評価の充実に関する目標</u></p> <p><u>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</u></p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p><u>1 評価の充実に関する目標</u></p> <p><u>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</u></p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p><u>1 評価の充実に関する目標</u></p> <p><u>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</u></p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p><u>1 評価の充実に関する目標</u></p> <p><u>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</u></p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p><u>1 評価の充実に関する目標</u></p> <p><u>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</u></p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p><u>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</u></p> <p><u>2 安全管理に関する目標</u></p> <p><u>3 適正な法人運営に関する目標</u></p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p><u>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</u></p> <p><u>2 安全管理に関する目標</u></p> <p><u>3 法令遵守に関する目標</u></p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p><u>1 施設・設備の整備・活用等に関する目標</u></p> <p><u>2 安全管理に関する目標</u></p> <p><u>3 法令遵守に関する目標</u></p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p><u>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</u></p> <p><u>2 安全管理に関する目標</u></p> <p><u>3 法令遵守に関する目標</u></p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p><u>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</u></p> <p><u>2 安全管理に関する目標</u></p> <p><u>3 法令遵守等に関する目標</u></p>

中期計画

人間文化研究機構	自然科学研究機構	高エネルギー加速器研究機構	情報・システム研究機構	第3期(案)
I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	I 研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
<u>1 研究に関する目標を達成するための措置</u>	<u>1 研究に関する目標を達成するための措置</u>	<u>1 研究に関する目標を達成するための措置</u>	<u>1 研究に関する目標を達成するための措置</u>	<u>1 研究に関する目標を達成するための措置</u>
(1) 共同研究の推進に関する目標を達成するための措置	(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置		(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置
(2) 研究実施体制に関する目標を達成するための措置	(2) 研究実施体制に関する目標を達成するための措置	(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置		(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置
(3) 共同利用の基盤整備等共同利用の推進に関する目標を達成するための措置	<u>2 共同利用・共同研究に関する目標を達成するための措置</u>	<u>2 共同利用・共同研究に関する目標を達成するための措置</u>	<u>2 共同利用・共同研究に関する目標を達成するための措置</u>	<u>2 共同利用・共同研究に関する目標を達成するための措置</u>
(4) 国際化に関する目標を達成するための措置	(1) 共同利用・共同研究の内容・水準に関する目標を達成するための措置	(1) 共同利用・共同研究の内容・水準に関する目標を達成するための措置		(1) 共同利用・共同研究の内容・水準に関する目標を達成するための措置
(5) 研究成果の発信と社会貢献に関する目標を達成するための措置	(2) 共同利用・共同研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置	(2) 共同利用・共同研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置		(2) 共同利用・共同研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置
<u>2 教育に関する目標を達成するための措置</u>	<u>3 教育に関する目標を達成するための措置</u>	<u>3 教育に関する目標を達成するための措置</u>	<u>3 教育に関する目標を達成するための措置</u>	<u>3 教育に関する目標を達成するための措置</u>
(1) 大学院教育への協力に関する目標を達成するための措置	(1) 大学院への教育協力に関する目標を達成するための措置	(1) 大学院等への教育協力に関する目標を達成するための措置	(1) 大学院への教育協力に関する目標を達成するための措置	(1) 大学院等への教育協力に関する目標を達成するための措置
(2) 若手研究者育成に関する目標を達成するための措置	(2) 人材養成に関する目標を達成するための措置	(2) 人材育成に関する目標を達成するための措置	(2) 人材育成に関する目標を達成するための措置	(2) 人材育成に関する目標を達成するための措置
<u>4 その他の目標を達成するための措置</u>	<u>4 その他の目標を達成するための措置</u>	<u>4 その他の目標を達成するための措置</u>	<u>4 その他の目標を達成するための措置</u>	<u>4 社会との連携及び社会貢献に関する目標を達成するための措置</u>
(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置	(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置	(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置	(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置	
(2) 国際化に関する目標を達成するための措置	(2) 国際化に関する目標を達成するための措置	(2) 国際化に関する目標を達成するための措置	(2) 国際化に関する目標を達成するための措置	<u>5 その他の目標を達成するための措置</u> (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

<p>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><u>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</u></p>	<p>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><u>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</u></p>	<p>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><u>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</u></p>	<p>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><u>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</u></p>	<p>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><u>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</u></p>
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><u>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</u></p> <p>(1) 人件費の抑制</p> <p>(2) 管理的経費の抑制</p> <p><u>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</u></p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><u>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</u></p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><u>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</u></p> <p>(1) 人件費の削減</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減</p> <p><u>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</u></p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><u>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</u></p> <p>(1) 人件費の削減</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減</p> <p><u>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</u></p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><u>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</u></p>
<p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><u>1 評価の充実に関する目標</u></p> <p><u>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</u></p>	<p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><u>1 評価の充実に関する目標</u></p> <p><u>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</u></p>	<p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><u>1 評価の充実に関する目標</u></p> <p><u>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</u></p>	<p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><u>1 評価の充実に関する目標</u></p> <p><u>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</u></p>	<p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><u>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</u></p>

<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><u>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>3 適正な法人運営に関する目標を達成するための措置</u></p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><u>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</u></p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><u>1 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</u></p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><u>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</u></p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p><u>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</u></p> <p><u>3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置</u></p>
<p>VI 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p>	<p>VI 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p>	<p>VI 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p>	<p>VI 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p>	<p>（その他の記載事項）（別紙に整理） ○予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 ○出資計画 ○短期借入金の限度額 ○重要財産の処分（譲渡・担保提供）計画 ○剰余金の使途 ○施設・設備に関する計画 ○人事に関する計画 ○中期目標期間を超える債務負担 ○積立金の使途</p>
<p>VII 短期借入金の限度額</p>	<p>VII 短期借入金の限度額</p>	<p>VII 短期借入金の限度額</p>	<p>VII 短期借入金の限度額</p>	
<p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p>	<p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p>	<p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p>	<p>VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p>	
<p>IX 剰余金の使途</p>	<p>IX 剰余金の使途</p>	<p>IX 剰余金の使途</p>	<p>IX 剰余金の使途</p>	
<p>X その他</p> <p>1 施設・設備に関する計画</p> <p>2 人事に関する計画</p> <p>3 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>4 積立金の使途</p>	<p>X その他</p> <p>1 施設・整備に関する計画</p> <p>2 人事に関する計画</p> <p>3 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>4 積立金の使途</p>	<p>X その他</p> <p>1 施設・整備に関する計画</p> <p>2 人事に関する計画</p> <p>3 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>4 積立金の使途</p>	<p>X その他</p> <p>1 施設・整備に関する計画</p> <p>2 人事に関する計画</p> <p>3 中期目標期間を超える債務負担</p> <p>4 積立金の使途</p>	

留意事項

1. 全般的な留意事項

- ・本資料は、中期目標・中期計画の記載事項と記載に当たって盛り込んでいただく必要のある内容を示したものです。ただし、各記載事項の記載の仕方は、各法人の特性等に応じて様々に工夫してください。また、「研究機構の基本的な目標」、「中期目標の期間及び教育研究組織」及びローマ数字部分の項目は必須の記載事項ですが、それ以外の項目については、法人の特性等に応じ、適宜項目の省略や項目の追加、又は項目の組合せ等を行っても結構です（項目の内容により、ある事項を二以上の項目に重複して記載することも構いません。）。
- ・記載内容は、原則として機構の全体的な視点からのものとしませんが、各法人の強み、特色及び社会的役割を踏まえ、機構の全体的な観点から重視又は見直しする事項については、特定の分野や個々の機関等に係る内容でも積極的にその具体的な内容を記載するものとし、明確かつ簡潔に記載してください。なお、各法人の一層の個性化を図る事項を中心に記載するものとし、必ずしも全ての活動を記載する必要はないことにご留意ください。
- ・具体的な事項の記載に当たっては、各法人の方針に照らし、以下の内容等も参考にして作成してください。
 - ・大学共同利用機関法人及び大学共同利用機関の今後の在り方について（審議のまとめ）（平成24年8月科学技術・学術審議会研究環境基盤部会）
 - ・新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて（平成24年8月28日中央教育審議会答申）
 - ・今後の国立大学の機能強化に向けた考え方（平成25年6月20日）
 - ・第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）
 - ・教育再生実行会議 第三次提言（平成25年5月28日）、第四次提言（平成25年10月31日）
 - ・国立大学改革プラン（平成25年11月）
 - ・大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）（平成26年2月12日中央教育審議会大学分科会）
- ・中期目標・中期計画は、国立大学法人評価委員会による中期目標期間終了後の評価の基本的な基準や要素としての性格を持つこと、また、国立大学法人運営費交付金の配分に当たり、国立大学法人評価の結果が活用されることにご留意ください。

2. 中期目標に関する留意事項

- ・「研究機構の基本的な目標」に記載する基本的な目標を踏まえ、6年間の中期目標を設定してください。
- ・原則として、中期目標期間の6年間で計画的に実施し、達成したか否かを評価することが可能な事項を設定するよう努めてください。したがって、中期目標期間と比較して過度に長期的な事項や過度に短期的な事項は含めないようにご留意ください。
- ・各法人の第二期中期目標期間の成果等を踏まえて第三期中期目標を設定するようにしてください。その際、実現可能性に配慮しつつも、中期目標における達成水準は、各法人の可能な限りの努力を促すものとなるようご留意ください。

3. 中期計画に関する留意事項

- ・中期計画は、中期目標に掲げられた目標を達成するための手段や方策を具体的に規定するものであることから、中期目標を達成するための具体的な措置を記載し、中期目標の内容と重複しないようにご留意ください。
- ・中期計画には、達成すべき数値（「△の割合を○%にする」など）や達成すべき時期（「平成□年度までに、・・・を行う」など）のほか、その計画が遂行されているかどうか検証することができる指標（論文数、共同研究員の受入者数、女性・外国人研究者比率、シンポジウム等開催数など）を可能な限り盛り込んでください。また、達成度の評価が困難となる表現（「検討する」「図る」「努める」など）は、控えるようご留意ください。
- ・各法人が中期計画に設定する最小単位の項目の総数は、各法人の規模や特性等を勘案しつつ、原則として100項目を下回るようにしてください。